

野田市（水）公告第34号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、別紙のとおり公告する。

令和7年9月1日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

- ・ 船形配水管布設工事
- ・ 桐ヶ作配水管布設工事

船形配水管布設工事

公告日 令和7年9月1日

1 工事の概要

(1) 工事名	船形配水管布設工事
(2) 工事場所	野田市船形 5969～同 6071 番地先
(3) 工期	契約の翌日から令和8年1月31日まで
(4) 工事番号	令和7年度 資拡第4号
(5) 概要	配水管布設替延長 $L = 559.3\text{ m}$ H P P E $\phi 75$ $L = 559.3\text{ m}$ ソフトシール仕切弁 $\phi 75$ $N = 1$ 基 舗装本復旧 $A = 135\text{ m}^2$
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。
(7) 週休2日制適用工事	本工事は、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事」の試行である。 詳細については、特記仕様書及び「野田市水道事業土木工事週休2日制適用工事試行要領」によるものとする。 ※詳細は野田市水道部ホームページを参照すること。 [野田市役所ホームページ]→[野田市水道部]→「入札・契約情報」の [入札に関する書類（様式）及び要綱等]→[野田市水道事業土木工事週休2日制適用工事試行要領]

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者 ③政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があった日から3年を経過している者 ④野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月28日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ⑤野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年5月28日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑥手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年を経過している者 ⑦入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑧会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者 <u>工 種：管工事</u> <u>許可区分：一般建設業又は特定建設業</u> ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 <u>野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「管工事」で登載されていること。</u>

(3) 総合評定値	上記の工事種目における経営事項審査の総合評定値（P点）が次の点数以上の者（建設業法第27条の29第1項） 総合評定値：要件なし
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 所在地：野田市
(5) 施工実績	公告日前5年の間で次の額以上の同種工事に係る建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者（履行が完了していること）。 施工実績：300万円以上（契約1件当たり） ※同種工事：管工事を同種工事とする。
(6) 配置予定技術者	工事種目において、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者 専任：無 ・公告日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない（建設業法第26条第2項）。

3 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 （入札参加申請受付期間） 令和7年9月1日（月）午前8時30分から 令和7年9月8日（月）午後1時00分まで
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を野田市水道部業務課財務係へファックスで送付し、送付した旨を電話で連絡すること。 ① 質疑受付期限 締切日時：令和7年9月9日（火）午後1時00分まで ② ファックス 04-7124-3362 ③ 回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則翌日（土・日曜日、祝日は除く）の午後5時までにファックスにて送付する。 ※申請書に記載された担当者宛にファックスする。
(5) 入札書の提出方法	① 入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間）

	<u>令和7年9月11日（木）午前8時30分から</u> <u>令和7年9月16日（火）午後5時00分まで</u> ②記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を業務課財務係へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(6) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u> <u>また、再度入札においても同様とする。</u>
(7) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を業務課財務係へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を業務課財務係へ連絡の上、辞退届を業務課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

4 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 令和7年9月17日（水）午前9時00分 ②開札場所 野田市水道部2階小会議室
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに業務課財務係に電話により連絡すること。 なお、代表者又は受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札の結果、予定価格の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を業務課財務係へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。

	適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内(土・日曜日、祝日を除く)に業務課財務係に請求すること。
--	--

5 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・中間前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上(市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が200万円以上)のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1)当初の前払金の支払を受けていること。 (2)工期の2分の1を経過していること。 (3)工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4)工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%(前払金を含む)以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書の提出を行うこととし、意思がない場合は、辞退届を提出すること。

	見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市水道事業低入札価格調査実施要領」を適用する。なお、低入札価格調査基準価格は公表する。 (ア) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市水道事業低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市水道部ホームページを参照すること。 [野田市役所ホームページ]→[野田市水道部]→「入札・契約情報」の [入札に関する書類（様式）及び要綱等]→[野田市水道事業低入札価格調査実施要領]
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を業務課財務係へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切替することはできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に業務課財務係へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の取りやめ等 野田市水道部の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を取りやめることがあ

	る。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、他の入札の関連などで、複数の配置予定技術者とすることは認めない。また、原則やむを得ぬ事由と水道部が認める場合以外は、配置予定技術者の変更はできない。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合に翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市水道部ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。
(9) 問合せ先	野田市 水道部 業務課 財務係 住 所：野田市中根324番地 電 話：04-7124-5145

桐ケ作配水管布設工事

公告日 令和7年9月1日

1 工事の概要

(1) 工事名	桐ケ作配水管布設工事
(2) 工事場所	野田市桐ケ作 1266-1～中戸 13 番地先
(3) 工期	契約の翌日から令和8年1月31日まで
(4) 工事番号	令和7年度 資拡第10号
(5) 概要	配水管布設延長 H P P E φ 7 5 ソフトシール仕切弁 φ 7 5 排泥管 φ 5 0 給水切替 舗装本復旧 $L = 548.1\text{ m}$ $L = 548.1\text{ m}$ $N = 3\text{ 基}$ $N = 1\text{ 箇所}$ $N = 1\text{ 箇所}$ $A = 696\text{ m}^2$
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。
(7) 週休2日制適用工事	本工事は、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事」の試行である。 詳細については、特記仕様書及び「野田市水道事業土木工事週休2日制適用工事試行要領」によるものとする。 ※詳細は野田市水道部ホームページを参照すること。 [野田市役所ホームページ]→[野田市水道部]→「入札・契約情報」の [入札に関する書類（様式）及び要綱等]→[野田市水道事業土木工事週休2日制適用工事試行要領]

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登録されている者 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者 ③政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があった日から3年を経過している者 ④野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月28日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ⑤野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年5月28日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑥手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年を経過している者 ⑦入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑧会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者 工 種：土木一式工事及び管工事 許可区分：一般建設業又は特定建設業 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「土木一式工事」及び「管工

	<u>事」で登載されていること。</u>
(3) 総合評定値	上記の工事種目における経営事項審査の総合評定値（P点）が次の点数以上の者（建設業法第27条の29第1項） <u>総合評定値：要件なし</u>
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 <u>所在地：野田市</u>
(5) 施工実績	公告日前5年の間で次の額以上の同種工事に係る建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者（履行が完了していること）。 <u>施工実績：300万円以上（契約1件当たり）</u> ※同種工事：土木一式工事又は管工事を同種工事とする。
(6) 配置予定技術者	工事種目において、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任：無</u> ・公告日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない（建設業法第26条第2項）。

3 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 （入札参加申請受付期間） <u>令和7年9月1日（月）午前8時30分から</u> <u>令和7年9月8日（月）午後1時00分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を野田市水道部業務課財務係へファックスで送付し、送付した旨を電話で連絡すること。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和7年9月9日（火）午後1時00分まで</u> ② ファックス <u>04-7124-3362</u> ③ 回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則翌日（土・日曜日、祝日は除く）の午後5時までにファックスにて送付する。 ※申請書に記載された担当者宛にファックスする。
(5) 入札書の提出方法	① 入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

	(入札書受付期間) <u>令和7年9月11日(木) 午前8時30分から</u> <u>令和7年9月16日(火) 午後5時00分まで</u> ②記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を業務課財務係へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(6) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u> <u>また、再度入札においても同様とする。</u>
(7) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を業務課財務係へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を業務課財務係へ連絡の上、辞退届を業務課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

4 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 <u>令和7年9月17日(水) 午前9時15分</u> ②開札場所 <u>野田市水道部2階小会議室</u>
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日(土・日曜日、祝日を除く)の午後5時までに業務課財務係に電話により連絡すること。 なお、代表者又は受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札の結果、予定価格の範囲内で最低の入札額を提示した入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者は、その旨の連絡を受けた日の翌日(土・日曜日、祝日を除く)までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を業務課財務係へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審

定	査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内(土・日曜日、祝日を除く)に業務課財務係に請求すること。
---	--

5 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・中間前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上(市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が200万円以上)のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1)当初の前払金の支払を受けていること。 (2)工期の2分の1を経過していること。 (3)工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4)工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%(前払金を含む)以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2者以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書の提出を行うこと

	とし、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市水道事業低入札価格調査実施要領」を適用する。なお、低入札価格調査基準価格は公表する。 (ア) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市水道事業低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市水道部ホームページを参照すること。 [野田市役所ホームページ]→[野田市水道部]→「入札・契約情報」の [入札に関する書類（様式）及び要綱等]→[野田市水道事業低入札価格調査実施要領]
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を業務課財務係へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切替することはできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に業務課財務係へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の取りやめ等

	野田市水道部の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を取りやめることがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、他の入札の関連などで、複数の配置予定技術者とすることは認めない。また、原則やむを得ぬ事由と水道部が認める場合以外は、配置予定技術者の変更はできない。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合に翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市水道部ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。
(9) 問合せ先	野田市 水道部 業務課 財務係 住 所：野田市中根 3 2 4 番地 電 話：0 4－7 1 2 4－5 1 4 5